

協議会が対象とする行政と企業の連携による帰宅困難者等対策のイメージ

注)「企業」とは、会社組織だけでなく団体を含めた広い概念としている

一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

【具体内容例】国民一般・従業員への普及啓発の促進

安否確認手段の周知、企業等における安否確認体制

【具体内容例】安否確認体制の先進事例の共有

企業等における一時収容対策（備蓄、従業員等の行動ルールの検討等）

【具体内容例】先進事例の共有、自治体における取組例の紹介

円滑な徒歩帰宅等のための支援体制

帰宅困難者等への情報提供体制

【具体内容例】情報提供体制の検討（提供すべき情報内容、利用可能なツール、役割分担等）

帰宅困難者等の一時滞在施設の確保

【具体内容例】
施設提供等に係る自治体との協定締結の一層の促進

テレビ、ラジオ、携帯電話、大型ビジョン、
デジタルサイネージ、ツイッター等々

徒歩帰宅者への支援体制（飲料水やトイレ等の提供）

【具体内容例】
協定締結の一層の促進、都県間の連携体制

帰宅困難者等の搬送体制の検討

【具体内容例】
搬送体制の検討（輸送手段、待機・誘導體制、役割分担等）

駅周辺における混乱防止・円滑な誘導體制の検討

【具体内容例】駅前滞留者対策協議会の設置の促進